

○議長（門脇 助雄君） 続いて8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 私から、2点についての質問をさせていただきます。

1点目は、2年半後に行われます第5次総合計画の中身について、2つ目は入札制度についての2点を質問させていただきます。

1点目でございますが、第5次総合計画、まだ2年数カ月も先のことを何だとおっしゃられるかもしれませんが、非常に重大な総合計画だと私は思っております。

産業の振興、社会福祉の充実、教育文化の向上、生活環境の整備など、豊かで住みよいまちづくりとして、平成3年3月に、平成12年度を目標とする第3次東員町長期計画が策定されました。

しかしバブルの経済崩壊や少子高齢化の進行など、社会経済情勢の大きな変化に対応が求められまして、東員町の成熟した時代にふさわしいまちづくりを進めるために、そしてまた、東員町の持続可能な発展のための指針として、平成11年5月から総合計画策定期間となるものが構成され、2年間に及ぶワーキングが行われました。

その結果、平成13年3月に、この議会の議決を経て、平成22年度を目標とする第4次東員町総合計画が実施の運びとなり、現在に及んでいる次第でございます。

そこで、この第4次総合計画も、残すところ2年と数カ月になりましたが、現在既に第5次総合計画に向けての住民アンケート調査を実施するなどのワーキングが行われております。すなわち第5次総合計画は、もう既にスタートをしているということでございます。

そこで、第5次総合計画について、以下の4点について町長に質問をいたします。

まず1点目でございますが、あと2年と数カ月を残すとなった、第4次総合計画の最終評価はできないと思います。しかし、PLAN・DO・CHECK・ACTION、すなわちPDCAのPDCは評価できると思われれます。お答えできる範囲で結構でございますが、その評価について、町長の所見と、第4次総合計画で達成できなかった施策事項を第5次総合計画にどのような形で取り入れるか、第4次総合計画と第5次総合計画の連動性について、そのお考えを述べていただきたい。

2点目は、第5次総合計画の期間、平成23年度から平成32年度を目標とされますが、第5次総合計画におきましては、合併、そして地方分権化への進展、そして道州制の導入など、日本の変革の時期と重複されることが予測されます。そこで、この第5次総合計画を策定するための構想及び計画は、いかに鋭利な頭脳とその内容を要求されるかが大きな課題となります。そこで、この第5次総合計画を策定するに当たり、町長の所見をお伺いしたいと思います。

3点目は、第5次総合計画の策定に当たり、鋭利な構想並びに計画を行う組織、機関構成といいますか、そういうプロジェクトをどのように考えておられるのかをお答え願いたい。

4点目は、この8月に、先ほど申しました、実施されました住民アンケート調査、これを第5次総合計画にどのような形で活用されるのか。

以上の4点について、町長の答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） 藤田議員の、第5次総合計画についての質問にお答えをさせていただきます。

総合計画は、地方自治法に策定することが定められている地方自治体の最上位計画であり、第5次総合計画は平成23年度から10年間の長期計画で、今年度から3年間かけて策定するよう、現在作業を進めております。

今年度は、第5次総合計画の策定に向けての基礎調査、住民の皆さんに対してアンケートを実施し、第4次総合計画の施策、主要事業の満足度調査を行っております。

住民アンケートの結果を見せていただきますと、住民の愛着度、定住意識は高いものがあり、交通条件、雇用などの面で不便を感じるものの、「健康・福祉のまち」、「快適住環境のまち」、「子育て・教育のまち」、「環境保全のまち」などについて評価が高く、こういったものが住民ニーズの側面をあらわすものととらえております。

住民アンケート結果や、今後予定をしております計画策定会議や座談会でのご意見を参考に、策定作業を行いたいと考えています。

また、現在庁内において第4次総合計画の自主評価作業の取りまとめを行っており、この評価結果をもとに、残された課題について、時代の流れや住民ニーズを勘案し、第5次総合計画に生かしていくよう考えております。

現在、国では道州制など地方行政制度の議論がなされており、行政構造の変革に伴い、地方に権限や業務が移管される地方分権は今後さらに進んでいくことが予想され、市町村にとっては、さらなる再編を求めることにつながると予測もされておりますが、一方では平成の大合併を経て、これ以上は拙速にすべきではないという議論もあり、まだ具体的な方向は見えていないのが実情であると感じております。

しかし、第5次総合計画においては、あくまで自立して進む本町の姿を描くこととし、広域的連携、広域行政の効果的活用という視点も重視しながら計画策定に取り組んでいく必要があります。

地方分権は自己決定と自己責任、自立を市町村に求め、みずから考え、みずから実行していくという、いわゆる政策形成力の向上という意味で、この第5次総合計画の策定は「いい機会」ととらえております。

総合計画の推進はもとより、町に求められる多様なニーズや、地方分権に対応できる行政組織も十分に考慮し、東員町がさらなる発展を遂げるため、住民参画と協働の姿勢のもと、町政の経営を行ってまいりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（門脇 助雄君）                      8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君）                      4点ほど質問いたしましたが、それぞれのご回答をいただきました。さらに詳細にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目の第4次総合計画の評価ということで、自主評価を今現在しておるということですので、またその結果がわかり次第、お教え願いたいというふうに要望しておきます。

それと、第4次総合計画も第5次総合計画もそうなんですけど、10年間で計画はなされております。その中に、計画期間を3カ年を1つとしたローリング方式で見直しをするというふうに書いてあります。そのローリング方式が、もうあと8年を割ったわけでございますが、第4次総合計画において、ローリング方式で見直しがなされましたかどうか、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） 3カ年ごとにローリングということなんですけど、3カ年ごとに計画しておりますのは、実施計画ということでございます。これはいろいろの事業ごとに計画を上げておるわけなんですけど、その実施計画をやっていくわけなんですけど、どうしても財政の関係とか、いろいろのことでできない場合、次の年度へ送っていく、それをローリングしていくわけなんですけど、そんなことで3カ年ごとに実施計画をつくらせていただいております。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） ということは、ローリング方式でのいろんな事業の見直しをなされてきたということでございますね。ちょっと極秘調査と違うような返答でございますが、町長のことですので、それは信用させていただきます。

それに関連して、第4次総合計画が立案されたのが平成13年でございます。その後、現在行われております行財政改革推進計画もでございます。それから町長が今回2期目に入られまして、それなりの町長の所信表明たるものが、今回、町長が当選された時に、こういうマニフェスト的なものもつくられておりますし、今年度の町長の所信表明というものもでございます。

そういう第4次総合計画と行財政計画推進計画と町長の施策とか、この3つの施策が期間的にも内容的にも重複して施行されておるわけでございますが、本当に第4次総合計画たるものが、達成度としては望めたのだろうか。2兎3兎を追うような形で、今、どっちかと言うと、第4次総合計画の今言った評価というものが後ずさりしてしまって、行財政改革推進計画に一本に絞られているという、非常にアンバランスな政策ではないかというふうに思っています。悪い言葉で言うならば、第4次総合計画というのが、どうもペーパー的な政策ではないかというふうな感が否めないわけでございますが、果たしてこういう環境の中で、まだまだ続く行財政改革推進計画も一緒にやりながら、第5次総合計画の実効性というものは望めるのか、その辺の町長の所信を、お考えを、答弁としてお願いしたいと思います。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） 総合計画というものは、10年後の東員町の求めるまちづくりを掲げられておるわけなんですけども、4次総合計画を見ていただくとわかると思うんですが、計画したものに大体沿って進んでおると私は評価をさせていただきます。

ただ、10カ年の総合計画というものは、個々の計画、何をつくって何をするという、そういうものではございませんので、人口の将来予測からはじまって、環境とか、大きなことで挙げておりますので、大体第4次総合計画を見ていただくとわかると思うんですけど、それに沿った行政が行われておる、そして極端な言い方でございますけど、積み残しというんですか、そういうものも私はないと、計画どおり執行されてきておるといふ評価をしておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

当然、第5次も将来の10カ年の東員町の方向性をきちっと作り上げていくものだということに理解をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 完全に行われている、順調に進んでいるというふうに理解して、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の第5次総合計画に関して、いろんなことが重複されると。その中に地方分権というのが、既にいろんな形で道州制にしても批判されておりますが、現状からいきますと、今、地方分権というものが、先の新聞に、政府の分権推進委員というのがございますね、つい何日か前の話ですが、第2次勧告において、自治体が代行する国の仕事や裁量の余地があるものを除き、法律に基づく義務づけを精査し、8,465条項のうち約半分の見直しを求めたと。すなわちこれはどういうことかと言いますと、自治体の仕事やその方法とか基準などを、国が法律で規定する義務づけについて大幅に減らす見直し案を公表したわけでございます。現在の約半数の条項の変更があるということになりますと、これが実現すれば、自治体の裁量というのは5割も拡大するというのが現状の地方分権推進委員の中でも発表されました。

それから道州制に関して申し上げますと、先の、私どもいただきました町村議会議長の全国大会では、町村の実態を無視し、さらなる市町村合併につながる道州制は行わないということで、合併につながらない道州制を行うということで、道州制は完全に反対とかいうふうな文書ではないかというふうに私は受けとめているわけでございます。

その中に11月13日に、各新聞で、道州制のことでいろんなことが書いてあります。ということは、道州制の理念とか移行目標を定める道州制基本法案の骨子は、

もう年内に取りまとめて来年の国会へ出すと。民主党の中においても同じようなことを言っている。

ただこの中には、現在まだ1,800ぐらいあるのですか、それを300ぐらいにするとかいう民主党の案もありますし、それは自民党も一緒でございますが、国の方針としては、道州制という形に進んでいってますし、委員会もそういう方向でいっている。先ほど私が言いました、そういうものが第5次総合計画の中に重複してくると。そういうものも踏まえて、シミュレーションに近いのですが、そういうものを取り込む。それから先ほど私が言いました鋭利な頭脳というのが要求される、鋭利な情報というのが要求される。それに対して、第5次総合計画というのは入れなくてはならないだろうと。それを私は鋭利な構想計画というふうに申し上げたのであります。そういう意味において、町長のお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

いろいろ道州制、地方分権、基礎自治体、いろいろなことを述べられました。私どもの町村会も、先月の26日ですか、全国大会で、道州制そのものは断固反対でございますと。なぜ道州制ありきということで、我々は道州制は反対ということでございます。

ただ、国の動きとしては道州制は推進だと、次の国会に前倒しで道州制法案を出してくるというようなことも報道されておりますけど、それは国の都合、国の国家財政の都合で、いろいろの改革をやろうということで来ておると思います。

しかし我々は、平成の合併すら、きちっとした評価もされていない。今、どんな状態に平成の合併で全国の市町村が苦しんでおるか、それも検証もせずに次の段階へ進んでいくということは反対ということでございます。

基礎自治体も700とか1,000とか言われておりますけど、国の考え方は、特に町村は頭にありません。町村はないという考え方でございます。全部、市というんですか、大きな市をつくっていくということなんですけど、そんなことをしたら、ますます全国の農村がつぶれていく。大都市に人口がどんどん集中して、今の農村がつぶれていってしまう。

だから我々としては、今のままで、きちっと地方分権をやって、財政とか人材を地方にきちっともらいたい。そうすれば当然、各市町村がやっていく。今のままだが

一番最高ということで、特に町村会は、なぜ道州制とか基礎自治体とか、そんなことは今の状態では我々は反対ということです。分権できちっとして、お金も人材も、そういうものをちゃんと三位一体の改革のようにしていただければ、何も今のままでやっていただけるのです。それもせずに、そういう制度だけいらわれるということは反対ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと今回の第5次の総合計画は、そういうことは頭にない。あくまで今の東員町がこのままの状態です。どんな町を10年後につくっていくかということでございますので、基本的には道州制とか基礎自治体ということは加味しないということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 現状はそういう形で、道州制ありきというのは、やっぱり私も疑問を持っているのですが、その前に地方分権、これは既に起きてきている。それに対して、どう本町が立ち向かっていくかというのは、やはりそれは先決問題かと思ひます。

ただ、この前の福祉の大会の時に、町長のテレビを見ていますと、道州制は必ず来るよというふうなことをおっしゃっておられた。その時、おっ、町長、かなり考えて言っているなと思った先に先ほどの答弁ということは、町長、たぬきの金玉かなと思ひますけど、自分の信念というのは貫いていただきたい。町村議会でこう決まったからこうだというんじゃなくて、これは非常に不可解ないろんな問題があります。だから町長は公の場でそういうことをはっきりおっしゃったわけです。必ず道州制は来ますよと。300になりますよということを、福祉か何かの大会でおっしゃられた。そういうことも首長たる言葉というのは非常に影響がある。それをこういう一般質問の時に、全く360度違った回答をもらうというのは非常に残念だということを一言申し上げておきます。

それから先ほど町長がおっしゃられましたように、やはりこれからの第5次総合計画、道州制やそういうものを加味した中身も必要かと思ひますが、今、町長はそれも全く考えないというふうにおっしゃられました。それはそれでいいとして、先ほど町長も答弁の中に広域行政ということをおっしゃられましたね。やはり広域行政も考えて、地方分権もそう、道州制もしかり、そのとおりでございますが、やはり私は広域行政というものをある程度考えて第5次総合計画に入れるというのが必要かなと思ひますが、ちょっと町長の答弁と取り違ひがありますか。その辺、再度お答えを願ひたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） お答えさせていただきます。

道州制とかそういうものは、国の動きとか、いろいろの流れを見てみますと、私は入ってくるということを申し上げた。いくら我々が反対しようと、そういう時代が近いうちに來るということを申し上げたのであって、私がそれに対してどうこうということではなく、国の動き等を見ていますと、そういう時代が來ますよと。だから、それも頭にきちっと入れて、いろいろのことをしていかないと、法律ができてしまってあたふたするということは大変なことになってきますよということでございますので、我々は反対でございます。反対でありますけども、必ず私は來るということを今まで申し上げてきておるということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

第5次総合計画をつくるときに、そしたら、そういうものをどうやって入れていくんだということが多分入ってくると思ひますけど、私はそれを入れるということは非常に難しい、まだできておりませんので、ここで入れるということはできませんので、あくまで東員町がこのままの状態でどんな姿を描いていくか、10年後の東員町はどういう方向に持っていくといいかというものが総合計画だと思ひておりますので、そういう方向でこれからつくらせていただくということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） そういうお考えで真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

それと3点目の、先ほどから私は鋭利な計画、鋭利な構想、鋭利な組織というのを言っているわけですが、これからの情勢というのは、先ほどいろんな議員も言ってますけども、非常に大きく変動することが予測されてきます。要するに厳しい時代に入ってきている。

そういう中において、前回の第4次総合計画に、25人ぐらいのメンバーの方がやられておりましたけれども、それがいいとか悪いとかは申し上げません。先ほどの答弁であったかどうかわかりませんが、この第5次総合計画を作成するに当たって、今回の、ちょっと話が違いますが、指定管理者制度でもそうです。そのメンバーたる者は、先のものも予測できるような、そういう鋭利な頭脳を持った方、俗に言う有識者という言葉があるんですけど、有識者ってどの範囲まで言うんだらうと



ということがあります。当然、住民の意見も聞かなくてはならない。そういう第5次総合計画に向けて、今、その組織、メンバーに関して、町長はどんな構想を持っておられるのか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

組織の中身については、まだ具体化はしておりません。それまでにアンケートを取らせていただいたということと、よくやっておりますように、町民の皆さんの井戸端会議的ないろいろなことも入れながら、最終的には、そういう組織をつくり上げていきたいと思っておりますけど、それが各種団体の、今までですと、町とかいろいろ入ってくると思うんですけど、その辺をどうしていくか、これから十分検討をさせていただきます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 10年前とかなり時代も変わっております。それだけに人間の頭脳も発達しておりますし、皆さん方も、かなりこの行政ということに関して、非常に見解を持っておられますので、真剣なるメンバーの取り組みをお願いしたいと思います。

4点目ですけども、まちづくりアンケート調査、これは実は東員町のホームページに結果が載っておりますので、それを全部コピーしてきたわけでございます。

このアンケート調査を見ますと、18歳以上の方を無作為に抽出して、2,500人の方のアンケートをとった。その結果、有効回収というのが1,035人、回収率を入れますと41.4%というふうにあるんですけど、5割にもいってない。

諏訪市だったですか、僕らが研修に行ったときに、かなり回収率が少ない。では非常に少ないので、それをどういうふうな取り入れ方をするんだということで質問をさせていただくんですけど、回収率、それから2,500人という無作為に選出した中身というのは適切だったかどうかということに対して、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（佐藤 均君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

回収率の関係ですね、40何パーセントというのは。こういう統計というのは、仮に80%に上がったって、率というのですか、いろいろの率は余り変わらないというような、統計上見た場合、うちは45%なら45%で、仮に80%の方が回答をいただいても、いろいろの数字というものは余り変わらないというような学者のことが出ておりますので、私はそう狂った情報ではないということを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） こういう言い方をしたら失礼と思ひますが、そのとおりなんです。統計学上は3割でもいいと出ておるんですね。私、諏訪に行ったときにこれを教えてもらったんですよ。統計学上は数字ではないんだと、中身だということでおっしゃられました。それはもう正解でございます。失礼な質問をして申しわけございませんでした。

それで、このアンケート調査から見る限り、町の愛着度から最初の地域活動やボランティア活動の参加状況など、95の設問がありました。これに対して、私どもが知っているのはホームページに載っているこれを何十枚かにわたってあったのですが、これをさらに第5次総合計画に向けて、東員町としてはどういふうな解析で持っていって、先ほどからのどういふうな利活用をするかということと関連すると思ひますが、この解析をどういふうにしているのか。現在、進捗しているのであれば、お答え願ひたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

○町長（佐藤 均君） 今後のやり方というんですか、今の動いている状況でございますね、実はまちづくり座談会というのでも開催させていただいておりますし、このアンケート結果をこれからどのように反映させていくか、そこら辺がこれからの仕事だと思ひますが、まだまだ今年の部分は今のところこれぐらいで、来年度に向けてどうしていくかを議論をさせていただきたい、そんなところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 後の質問に時間がございませんので、最後に、今の関連の質問ですが、アンケートをずっと見ますと、95の設問の中において、ずっと後半にいきますと、先ほど町長がおっしゃられました満足度ですね、「満足、やや満足、どちらともいえない」という中において、どちらともいえないという数

がどっとあるんですよ。ということは、1,035人の方にアンケート調査をした結果、後半を見ますと、どちらとも言えないという、非常に言い方は何でしょうけども、どうでもいいやという考えの方が物すごく多いのですね。中には70%も50%もある。その辺をどういうふうに解析するか、その辺も慎重に取り組んでいただいて、第5次総合計画を完璧なものにつくっていただきますようお願いしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

2点目でございますが、入札制度で総務部長に質問をさせていただきます。

私は昨年（平成19年）3月議会に、一般競争の設計金額、5,000万円以上を1,000万円以上に拡大するように求める質問を行いました。その結果、平成19年6月下旬に、公告案件より設計金額1,000万円以上、税込みですけども、こういう公共工事については原則として条件つき一般競争入札によることとして施行されることとなり、当初は建設業法における工種の土木一式建築工事一式について実施、その他の工種については順次拡大を図るということが決定しました。どうもありがとうございました。

さて、最近の東員町の発注工事を見ますと、本町では大型工事といっても過言ではない3,000万円前後の工事とか1億円の工事を町外業者が落札しております。非常に残念きわまりない現象だと痛烈に感じる次第でございます。

そこで、一般競争入札の町外業者の資格基準の拡大、東員町民の税金の町外流出防止策、そして現状の建設業者の厳しい受注難の助成と育成を図るために、以下の3点について、対策と実施を求める次第でございます。

1点目は、町内に町外業者の支店、もしくは営業所を有する条件をさらに厳しくすること。2点目は、経営事項審査、俗に言う経審の総合評点を町内業者と町外業者に大きな差をつけること。3つ目は、入札公告の中にあります参加資格に関する事項の3つの基準変更を求めることでございます。

以上、昨年6月から一般競争入札の拡大は図れましたが、さらなる資格要件の改善を強く求めるために、総務部長の答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇 助雄君）                      近藤洋総務部長。

○総務部長（近藤 洋君）                      入札制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、藤田議員から工事の入札に関しまして、何点かにわたりまして、ご提案をいただきました。

入札につきましては、これまでの議会におきましても、談合防止や競争原理の活性化、入札参加資格の拡大化をはじめ、さまざまな視点からご質問をいただいております。

私どもも、入札に関し、予定価格の事前公表や競争入札の基準等の見直しを図っております。

現在、1,000万円以上の工事につきましては一般競争入札に付しておりますし、参加資格要件におきましても、工事ごとに経営事項審査総合評定値や地域要件を審査会におきまして審議をし、定めているところでございます。

お尋ねにございました町内に支店や営業所を有する事業所の参加資格につきましても、建設業法の規定に沿うことを強く求めているところでございます。

公共工事が減少をしている中で、町内事業所に受注していただきたいという思いは、藤田議員と同様に私どもにもございます。そういったことでございますが、競争性、それから透明性を堅持するためには、地元の事業所と地元以外の事業所に、ご質問にございましたような、今、著しい参加資格基準に格差を設けるということは、慎重を期することの必要があるかと思っております。

今後も競争性、それから透明性を欠かないよう十分に留意し、地元事業所の技術や品質向上を図るため、あらゆる方向性を模索いたしまして、地元事業所の育成に努めてまいりたいと考えております。

ご理解を賜りたいと思っております。お願いを申し上げます。

○議長（門脇 助雄君）                      8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君）                      答弁ありがとうございました。

ただ満足のような答弁とは決して思っておりません。

そこで、さらに詳細にわたって質問をさせていただきます。

先ほどの町外業者の支店もしくは営業所に関してということなんですけど、私が調査したところによりますと、桑名市、いなべ市においては、支店とか営業所を置

くときには、そこに確たる事務所、例えば何々工務店、何々営業所とか支店とか、そこに必ず営業マンか技術職員を置くようなことが義務づけられております。そうでないと入札の資格はないと。こういうような形を桑名市、いなべ市がやっていることは事実でしょう。もしこういうことがあるということであれば、東員町もそういう政策といいますか、それをもうけたらどうかと思いますが、その点、総務部長どうでしょうか。

○議長（門脇 助雄君） 近藤洋総務部長。

○総務部長（近藤 洋君） お答えを申し上げます。

建設業法の定めによりまして、営業所は常時、建設工事の請負契約を締結する事業所であるという、そういった形も決められております。

それともう一つは、建設業の許可、許可の条件、許可の基準ということが法の方にもうたわれておりまして、許可の基準ということで申し上げますと、その営業所ごとに該当するもので、専任の者を置くものであることという、そういった規定もございまして、それに基づいて営業所が設置されておるということで私どもは考えておるところでございます。

町内にも、現状としては約8社ほどの営業所を置いてみえる企業もございまして。そういったところで、建設業法の許可の基準ということに基づいて、今現在としては進めさせていただいておるのが現状でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 今の8社というのは、名前を出したらいけません、例えばこの辺では大きな会社が多分やっていると思うんですね。

例えばその会社の従業員の家が営業所になっているところがあるのはご存知ですね。そういうところもありますね。それも今で言う建設業に適切なのかということになってくるわけです。自宅ですよ。従業員の自宅が営業所になっているわけですね。

例えば最近、ある工事をやっています。その連絡先はそうになっています。電話帳で見ますと、何とか営業所になっているんですね。これも建設業法でいう、そういう適切なものがあるかどうかということなんですね。これに対しては答弁は要りま

せんけど、ほかの市町では、そういうふうに毅然たる明確なる営業所のシステムをやってますから、後で出てきますけど、東員町として、さらなる条件を厳しくしていただきたいというのは、そこにあります。よって、それもまたしっかりと検討していただいて、また後日、返答をしていただきたいというふうに思っております。

それから2点目の、先ほど言いました経営事項審査ですが、それぞれ各県、市町村によって違うと思えますけども、僕も余りこういうことを知らないですけど、経営審査の最高点、最低点というのは何点と何点ですか。三重県で言っても、東員町にあればまたそれをお教え願いたいと思えます。

○議長（門脇 助雄君） 近藤洋総務部長。

○総務部長（近藤 洋君） お答えをさせていただきます。

今現在、私がつかんでおるところでは、町内におきましては約850点ということでございます。

以上でございます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 三重県の経営事項審査の最高点が2,082点、最低が278点、この枠の中で泳いでますから、東員町の場合は800点というのは通常かというふうに思ってます。それだけの枠があるということなんですね。それもしっかりと頭に入れていただいて、先ほど言ったような資格も厳しくしていただきたいというふうに思っております。

そこで、この改定により、一般競争入札の公告というのがホームページにも載ってますよね。この3日に5件の入札が行われました。ありがたいことに、東員町内の業者が5件とも落札したと聞いております。その3件のうち水道工事の管工事ですから、金額としては1,000万円前後で、もっと少ないのもあると思えますが、一番大きい道路改良工事というのが、設計金額で約3,000万円近い工事が2件あったわけです。その道路改良工事が地元2社で落札されて、2,200万円強で落ちたというふうに情報が入りました。これも非常にありがたいことだと。金額は別にして、地元の業者が落札するというのは、非常にありがたいことだと思ってます。

それで、先ほどの私は経営事項審査の点数を言いましたけども、入札公告によりますと、東員町の場合はパターンが一緒なんですけども、2番に参加資格に関する事項として、(3)のところにア、イ、ウとあるわけですね。このアというのはどういうことかと言いますと、町内に本店または支店（営業所）を有し、ずっと後は略しますけども、総合評点ですね、先ほど経営事項審査の件数が600点以上のもので官公庁の工事を元請けとしたもの。僕が先ほど言ったのはここなんです。町内外の業者、600点一緒なんです。これに差をつけてくれということなんです。東員町は600点でも、ほかの業者は800点ぐらいにしろということなんです。だから先ほど言いましたように、どこからともなく、ポンと3,000万円や1億円の仕事を持っていく。そこに経営事項審査の差を広げる。こういうことをまず私は要求したわけでございます。

それから3つありまして、イに関しては、いなべ市内、桑名市内に本店を有し、土木工事一式、経営審査の総合評点が800点以上のもので年金の完工高が3,500万円以上とあるわけですね。

ウに関しては、愛知県とか岐阜県の業者ですから、まず余りないというふうに思いますけども、アとイの参加基準を満たすものというのがあるわけですね。このアをなぜ差をつけないかということですよ。だから持っていかれちゃう。だから私、そこに通告に書いてます300点ぐらいは必要だというのは、そこなんです。三重県の経営事項審査の差が2千何百点とあるわけですね。平均で800点ですからね。ほかのところだったら900点ぐらいにしたっていいわけですよ。東員町は600点でいいんです。そうすると、これが町内の建設業者の育成にもなるというふうに思っておるわけです。これに関してどういうふうにお考えですか。

○議長（門脇 助雄君）                      近藤洋総務部長。

○総務部長（近藤 洋君）                      お答えをさせていただきます。

ただいま藤田議員の方からご指摘いただいたとおり、参加資格に関する事項というところで、アの部分につきましては、現在、町内に本店または支店という営業所も入ってございますけれど、そういった形での600点以上ですか、そういった形で公告をさせていただいております。これにつきましては、先ほども冒頭ご答弁させていただいたわけでございますけれど、地域要件等も含めまして、審査会において審議して決めておるといふ事項でございます。そういったところにおきまして、今回の入札につきましては、こういう点数で公告をさせていただいたというのが現状ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それともう1つは、先ほど冒頭にもご答弁申し上げましたけれど、繰り返しになるかわかりませんが、私どもといたしましては、町内の事業所ですか、そういったところに受注していただきたいという思いは十分持っておりますし、それに伴いまして、地元事業者の育成ということに努め、以前からもそういう考え方でございますけども、今後もそういう考え方で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） 今、私がずっと質問させてもらったのは、一般競争入札公告を見てますね。これはもう業者がホームページを開けばすぐにわかるんですけど、例規集の第6編の7章の契約というところに、この条例があるわけですね。一般競争入札が。ここに一般競争の公告に関して書いてあるわけですね。ここへうたってほしい。ということは条例改正です。だから入札公告というのは条例ではないわけですね。この中に入札公告という欄がありますから、ここへそういう条件をつければ、確たるものだというふうに私は求めます。要望ではなくて。その可能性はどうでしょう。ご答弁をお願いします。

○議長（門脇 助雄君） 近藤洋総務部長。

○総務部長（近藤 洋君） ただいま藤田議員おっしゃられましたのは、多分、財務規則ですか、そちらの方でというご要望かなと思います。現状としては、私どもとして入札関係の手引きというんですか、その辺の関係を、きちっと作成しております。名前としては契約事務の手引きという形で作成しております。それをもとにして現在、工事等を進めておるところでございます。

そういったところで、財務規則というところも、ご意見当然かと思いますが、現状としては、契約事務の手引きという形で、内部で全体的な了解のもとに進めておりますので、それで進みたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（門脇 助雄君） 8番、藤田興一君。

○8番（藤田 興一君） なぜ私がこのような質問をしたか、それを申し上げますと、現在、建設業会では非常に倒産が続発しております。今年7月までに、倒



産件数は過去5年で最多だというふうな新聞情報もあります。そのあおりを受けて、公共事業の削減とか建設資材の材料の高騰により、資金繰りが行き詰まって倒産に追い込まれるケース等も予測されるわけでございます。

昔はスライド式といって、物価が上がれば、それに準じて資材の単価等も上げていただきましたけども、最近はそういうスライド式ということもない。非常に厳しい。

だから、あつてはいけないことだと思いますけども、また倒産のケースにもよりますけど、もし東員町から、建設業を問わず倒産が生じた場合に、これは東員町の恥ですよ。今、建設業界で公が担う役割というのは終えたと言われていています。それだけ仕事がない。そして民間の方へ走っていても、利益率の低さから、民間工事も衰退産業とさえ言われております。そして建設業は、ほかの産業と違って、補助金を受けているわけではありません。例えば製造部分に関して、農業関係に関しては、多少なりとも補助が国から出ます。建設業に関しては、そういう補助は一切ない。

確かに今まで建設業というのは、談合とか、いろいろ批判されて逆風が吹いてきたわけでございますけども、だけど緊急な対応とか簡易な頼み事、そして有効的な利用の場合ばかり、地元業者が利益のために無償で果たしてきました。そういう役割とか知識、技能が失われることで、果たして東員町にプラス要素になるのか。

例えば震災等が発生した場合、やはりいち早く駆けつけて災害復旧に当たるのは、地元の業者しかいないのです。3,000万円とか1億円の大型工事を受注した町外業者が、緊急時に自分の地域を捨ててまで東員町のために駆けつけてくれますか。まずないでしょう。だから私は今回、一般競争入札の資格審査のさらなる改善を求めたわけでございます。そういう状況であるということを肝に銘じて行政のご理解を賜り、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。